

県立芦屋特別支援学校令和 8 年度給食業務委託

入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 入札書
- ⑤ 入札の注意事項
- ⑥ 提出書類の注意事項
- ⑦ 契約書（案）
- ⑧ 仕様書等
- ⑨ （参考）誓約書様式（契約保証金を免除できる場合について）

< 担 当 >

兵庫県立芦屋特別支援学校 事務室 芦田

〒659-0034

芦屋市陽光町 8-37

電話 0797-25-5311

FAX 0797-25-5322

一般競争入札参加申込書 兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立芦屋特別支援学校長 田邊 勝彦 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 連絡先（担当者）

所属：_____

電話：_____

氏名：_____

FAX：_____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 1 0 月 3 日

契約担当者

兵庫県立芦屋特別支援学校長 田邊 勝彦

1 事業内容

(1) 事業名

県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託

(2) 事業の特質等

事業の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの委託者の定める日及び時間

(4) 履行場所

芦屋市陽光町8-37 県立芦屋特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の事業について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日においてを受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、郵送または持参によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒659-0034 芦屋市陽光町8-37

兵庫県立芦屋特別支援学校 事務室 芦田

電話0797-25-5311

FAX 0797-25-5322

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）まで（兵庫県の休日を定め

る条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 入札書の提出先

〒659-0034 芦屋市陽光町8-37 兵庫県立芦屋特別支援学校

(4) 入札書の提出期限

令和7年10月24日（金） 午後5時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入又は、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。ただし、契約金額が200万円以下の契約においては、省略することがある。

(3) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに所定の宛先まで入札書を郵送または持参すること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

カ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

キ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要作成

(6) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を受託できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

県立芦屋特別支援学校令和 8 年度給食業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 事業名

県立芦屋特別支援学校令和 8 年度給食業務委託

(2) 事業の特質等

仕様書のとおり

(3) 事業の条件等

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの委託者の定める日及び時間

(5) 履行場所

芦屋市陽光町 8-37 県立芦屋特別支援学校

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県立芦屋特別支援学校（兵庫県芦屋市陽光町 8-37）

電話番号 0797-25-5311

(2) 参加申込みの期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月10日（金）まで（持参の場合は兵庫県
の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休
日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格
審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認
し、その結果を令和7年10月17日（金）午後5時までに文書（一般競争入札参加
資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信
用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で
使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は
認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により
質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年10月10日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 受付場所

兵庫県立芦屋特別支援学校事務室（兵庫県芦屋市陽光町8-37）

電話番号 0797-25-5311 F A X 0797-25-5322

ウ 提出書類

質問書（様式は任意）

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年10月17日（金）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に
関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- 5 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 6 契約条項を示す場所及び日時
兵庫県立芦屋特別支援学校事務室
令和7年10月3日（金）から令和7年10月10日（金）まで（県の休日を除く。）
の毎日午前8時30分から午後5時まで
- 7 入札書の提出先
〒659-0034 芦屋市陽光町8-37
兵庫県立芦屋特別支援学校
- 8 入札書の提出方法
入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者が作成し、期限までに郵送または持参すること。
- 9 入札書の作成方法
 - (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
 - (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
 - (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
 - (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
 - (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 10 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- 11 開札
開札は、期限到来後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行

う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を受託できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の期限及び場所に郵送または持参すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消

すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和 8 年 4 月 1 日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 調達事務担当

〒659-0034 兵庫県芦屋市陽光町 8-37
兵庫県立芦屋特別支援学校(電話番号：0797-25-5311)

業 務 委 託 入 札 書

件 名 県立芦屋特別支援学校令和 8 年度給食業務委託

入 札 金 額 ￥ (総額・税別)

履行場所 芦屋市陽光町 8-37 県立芦屋特別支援学校

履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの委託者の定める日
及び時間

上記の事業については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約
条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



入札の注意事項

1 入札金額について

入札書に記載する金額は、総額（消費税等抜き）としてください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

2 提出について

- (1) 持参、郵送のいずれの場合にも、令和7年10月24日（金）午後5時必着とすること
- (2) 入札書を封筒にいれて提出すること
- (3) なお封筒には、入札書であること、件名、宛名、法人の場合は名称と代表者名、個人の場合は商号と名前を記入すること

（例）「入札書」

件名：「県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託」

宛名：「兵庫県立芦屋特別支援学校長」

名称等：「〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇」

（記載する位置等は、どこでも構いません。）

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1 入札参加申込み（期限：令和7年10月10日（金）午後5時）

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3) 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること）

2 入札書提出期限：令和7年10月24日（金）午後5時

提出先：〒659-0034 芦屋市陽光町8-37

兵庫県立芦屋特別支援学校 事務室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 1通

3 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、後日別途定める日時に再入札を行います。

4 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書 2通（本校で準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

ただし、別添誓約書に記載する条件を満たす場合は、契約保証金を免除できる場合があります。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託契約書（案）

兵庫県立芦屋特別支援学校長 田邊 勝彦（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の事務（以下「委託事務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）兵庫県立芦屋特別支援学校の給食調理及びその付帯業務
- （2）履行場所 兵庫県立芦屋特別支援学校（芦屋市陽光町8-37）

（処理方法）

第2条 乙は、この契約、別添仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、年額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 ○○円とする。または 履行保証保険 または 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（秘密の保持）

第6条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第7条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（経費負担）

第9条 甲は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。

- (1) 施設・設備の維持に関する経費
- (2) 給食調理に必要な器具の購入
- (3) 業務に必要な光熱水費

2 乙は、給食調理に必要な衛生管理消耗品を負担するものとする。

3 主食・副食材料費は、児童生徒等の受益者が負担するものとする。

(履行保証人)

第10条 乙は、本契約の履行を保証するため、甲の認める履行保証人（以下「丙」という。）1名を定めるものとする。

2 丙は、食品衛生法（昭和22年233号）に規定する営業許可を受けたものでなければならない。

3 丙は、乙において、万一契約履行上不都合があった場合又は労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能となった場合には、乙に代わって業務を履行しなければならない。その場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(施設・設備の使用及び管理)

第12条 乙は、兵庫県立芦屋特別支援学校の所管に属する厨房施設・設備及び器具を使用することができ

る。

- 2 乙は、前項に定める使用に当たっては、施設・設備の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(内容の変更等)

第13条 甲は、必要に応じて、委託事務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(著作権等の取扱い)

第14条 乙は、委託事務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

- 2 乙は、委託料の中から取得した物品のうち、この契約の対価として取得したもの以外で、委託期間終了後、備品として耐用年数をとどめているものは、甲に引き継ぐものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第15条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第16条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(調査等)

第17条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

- 2 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(検査及び調査等)

第18条 乙は、業務の履行結果について、甲に報告し検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の検査に合格しないときは、乙の負担により直ちに手直し又はやり直しを行い、甲の検査を受けなければならない。
- 3 甲は、乙に対し必要に応じて業務に関する資料又は報告書を提出させるとともに、実地調査又は検査を行うことができるものとする。

(業務責任者等の届出等)

第19条 乙は、自己の責任において作業の指揮監督をするため、業務責任者及び業務責任代理人（以下「業務責任者等」という。）を定め、その氏名・経歴等を書面により甲に届け出なければならない。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2 前項の届出は、他の調理従事者についても同様とする。

3 甲は、乙の置いた業務責任者等又は調理従事者で業務の処理及び管理につき、著しく不適當であると認められるものがあるときは、乙に対して理由を付し必要な処置をとるべきことを求めることができるものとする。

4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての処置を決め、甲に通知しなければならない。

(衛生管理)

第20条 乙は、常に衛生の保持に努め、管轄の保健所及び甲の指示に従うとともに、調理従事者等の健康管理及び業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

(関係法令の遵守等)

第21条 乙は、本事業の円滑な実施運営のために、保健所その他関係官公署の指示、命令及び指導に従うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(委託料の支払)

第22条 委託料は、月払いとする（8月分を除く11回）。令和8年4月分から令和9年3月分まで、月額〇〇円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

2 乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は請求を受けた月の末日までに乙に支払うものとする。

(給食の中止)

第23条 悪天候等により学校が休業日となった場合、及び学校行事の都合により児童・生徒に給食の提供が必要なくなった場合は、給食を中止する。中止となった場合、委託料を減額する。減額する金額は、一回につき〇〇円（うち消費税〇〇円）とする。なお、委託契約の金額を変更する時期は10月末日及び最終月末日とする。

2 減額した場合、前条の規定にかかわらず、最終月分の金額を調整して支払うものとする。

(危険負担)

第24条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第25条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」

という。)があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
(履行遅滞の場合の違約金)

第26条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第27条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第27条の3 甲は、第27条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第28条 甲は、第30条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき、又は第11条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第29条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行かせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第30条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第31条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

（適正な労働条件の確保）

第32条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第33条 乙は、第26条第1項又は第27条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（賠償の予約）

第34条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（氏名等の公表）

第35条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第36条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第37条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第38条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 芦屋市陽光町8番37号

兵庫県立芦屋特別支援学校長

田邊 勝彦

印

乙

印

丙

印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年4月1日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の事務所において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- (資料等の返還等)
- 第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (立入調査)
- 第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。
- (遵守状況の報告)
- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。
- (事故発生時における報告)
- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。
- (契約の解除)
- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。
- (損害賠償)
- 第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年4月1日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

参考：次頁〔留意事項〕に該当する場合、こちらの誓約書を提出すると契約保証金を免除できることがあります。提出は落札後です。

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

県立芦屋特別支援学校令和 8 年度給食業務委託契約

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。

仕 様 書

- 1 件 名 県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託
- 2 履行日及び給食実施時間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの委託者の定める日及び時間(別表1)
- 3 業務内容
 - (1) 学校給食が行われる日については、集団給食の調理業務に精通した栄養士1名、調理師5名(以下「栄養士、調理師」を調理従事者という。)以上を配置すること。
但し、調理師は集団給食の調理業務経験者であれば未資格者でもよいが、最低3名は調理師であること。
栄養士については、アレルギー対応、きざみ食等の再調理対応等について、委託者の指示を遵守し、細かな調理指示にも対応できる者を配置すること。勤務時間例は別表2による。
ただし、調理内容・食数により学校長が認めた場合は、配置人数を減ずることができる。
また、学校長が指定した日(給食の行われない日で年間10日程度)については、必要な人員を配置し、仕様書に定められた業務を行うこと。
 - (2) 委託者が給食物資として購入する食材等の検収、保存、管理を委託者の指示により行うこと。
(関係帳簿は、別途「安全・衛生管理に関する留意事項」により指示する。)
 - (3) 委託者が作成した調理指示書に従い、加工、調理、供給すること。
 - (4) 給食施設、設備の清掃及び管理、調理機器、器具、食器等の洗浄及び消毒を行うこと。
 - (5) 長期休業(春季・夏季・冬季)の前後には、給食開始のために必要な作業を行うこと。
 - (6) 残菜及びゴミを適正に処理すること。
 - (7) 給食に関連した食に関する指導に協力すること。
 - (8) (1)～(7)に付帯する必要な業務を行うこと。
- 4 配膳数等の通知
委託者は、給食計画に基づき配膳数等を1週間前までに通知する。
- 5 食材等の調達
委託者の責任において行う。原則、搬入時間は7:30～15:30の間とする。
- 6 食材等の管理について
委託者は、食品の管理について受託者を指導管理する。(「安全・衛生管理に関する留意事項」で指示する。)
- 7 衛生的な調理について
委託者が作成した調理指示書に基づき、受託者は安全で美味しい学校給食を調理するために、作業工程表及び作業動線図を作成すること。なお、作成にあたっては、「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)に照らし、衛生管理に配慮すること。
- 8 調理従事者及び業務責任者
 - (1) 調理従事者
受託者は、調理従事者の氏名・経歴等を書面により委託者に届け出ること。
調理従事者を変更する場合も同様とする。
 - (2) 業務責任者
栄養士を業務責任者とし、学校との連絡調整の任に当たらせる。
 - (3) 業務責任代理者
業務責任代理者は、業務責任者が欠けたとき、その職務を代行する者で、受託者はその任に就かせる者の氏名を委託者に届け出ること。
 - (4) 調理従事者の毎月のシフト表(様式任意)をあらかじめ提出すること。
- 9 調理従事者等の衛生管理
 - (1) 受託者は、調理従事者を業務に従事させる場合は、事前に労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第43条及び「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)に定める健康診断及び検便を受けさせ(従事する日の1ヶ月以内)、その結果を委託者に提出すること。

- (2) 受託者は、日常点検において健康観察を行い、異常が認められる場合は、速やかに医療機関を受診させる等必要な処置を講じること。
- (3) 受託者は、調理従事者に対し、労働安全衛生規則第44条に定める定期健康診断を年1回以上受けさせ、実施後速やかにその結果を委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、調理従事者に対し、月2回以上の検便を受けさせ、その結果を委託者に提出すること。
- (5) 上記(1)及び(4)により実施する検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌血清型O157、その他必要な細菌等を実施すること。また、検便は長期休業中(8月を含む。)においても実施すること。3の(1)の応援従事者についても、従事する際に事前に上記の検便検査を行い、その結果を事前に委託者に提出すること(FAX可)。
- (6) 受託者は、調理従事者に対し、10月～3月の間、高感度のノロウイルス検便検査を月1回以上受けさせ、その結果を委託者に提出すること。3の(1)の応援従事者についても、従事する際に事前に上記の検便検査を行い、その結果を事前に委託者に提出すること(FAX可)。
- (7) 受託者は、上記(1)～(6)の検査等の結果、食品衛生上支障のある者、もしくは恐れのある者については、調理及びその関連業務に従事させてはならない。
- (8) その他、調理従事者の衛生管理については、別に定める「安全・衛生管理に関する留意事項」を遵守すること。

10 費用負担等

- (1) 調理従事者は、学校の施設・設備、調理機器、器具等を使用して行う。使用料は無償とする。
- (2) 業務実施上必要な消耗品(洗剤、消毒液等)、食洗機の保守は、全て受託者負担とする。
ただし、ゴミ袋は透明なものを使用すること。
- (3) 業務実施上必要な光熱水費は、委託者負担とする。受託者は、節水・節電に協力すること。
- (4) 調理従事者の休憩場所等は、委託者が提供する。

11 確 認

受託者は、毎日、業務完了確認簿により履行状況の確認を受けるものとする。また、毎月、業務完了報告書を翌月の10日までに提出する。

12 研 修

- (1) 受託者は、調理及び食品の取扱いが安全・適正に行われるとともに、学校給食の目的や食育の重要性について理解し、児童・生徒の健やかな成長に資することができるよう研修を実施し、調理従事者の技能及び資質の向上に努めること。
- (2) 受託者は、調理従事者に対する研修について、年間実施計画を作成し、委託者へ提出すること。
また、実施後速やかに研修内容の報告を行うこと。
- (3) 兵庫県教育委員会が開催する研修会に参加させるよう配慮すること。

13 調査等への協力

受託者は、委託者並びに兵庫県教育委員会が学校給食に関して行う調査・報告等の実施に協力すること。(実態調査、食材点検等)

14 事故・災害発生時について

- (1) 事故・食中毒及び災害発生時は、委託者の指示に基づき積極的に協力すること。
- (2) 災害発生時の連絡体制を給食開始日までに書面で届け出ること。

15 報 告

受託者は、各項に規定する報告書等を下記により委託者に提出すること。

報 告 書 等 の 種 類	提 出 期 限	様 式
業務完了確認簿	毎日	様式1
業務完了届	翌月10日まで	様式2
調理業務従事者届	当初	様式3
調理業務従事者変更届	変更の都度	様式4
検便結果報告書	当初及び実施後速やかに	様式5
ノロウイルス検便結果報告書	実施後速やかに	様式6

健康診断書	当初及び実施後速やかに	任意
学校給食調理従事者研修年間実施計画	当初	様式7
学校給食調理従事者研修実施報告	実施後速やかに	様式8

契 約 の 条 件

- 1 食数(最大) 1日約330食(本校児童生徒・教職員分)
(アレルギー食、ミキサー・刻み食等の対応含む)
- 2 給食日数 約184～187日の間 ※行事予定が確定次第お知らせします。
- 3 給食時間(基本) 11:50～13:10 (月・金曜日は11:30～13:10)
- 4 配膳及び下膳

学 部	喫 食 場 所	配 膳	下 膳
小学部 中学部 高等部一部 (約2学年分)	各 教 室	・食缶等におかずを入れ、ワゴンに乗せる ・個別対応食については、トレイに盛りつけ ・教室で使用するトレイ等を、ランチルーム内に配置 ・ワゴンの返却は対面で行うこと ・教室への運搬、教室での配膳は学校対応	・教室から下膳室までの 運搬は学校対応
高等部一部 (約1学年分)	ランチルーム	・食器に盛りつけ、配膳カウンターに並べる ・個別対応食については、トレイに盛りつけ (メニューにより変更の可能性有) ・食器の返却は対面で行うこと ・ランチルーム内は学校で対応	・各席から下膳カウンター までは学校対応

- 5 ランチルームの清掃 学校対応
- 6 材料 当日納品 (一部前日までの納品がある)
- 7 契約締結の条件
委託者の認める保証人1名を定めなければならない。
保証人は、受託者において、万一契約履行上不都合があった場合、又は労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能になった場合には、受託者に代わって業務を履行する者である。
- 8 委託料の支払い
委託料は、11ヶ月(8月は除く)払いにより支払うものとする。ただし、各月の円未満の端数については、最終月に一括して支払うものとする。請求は翌月10日までに行うこと。支払日は請求のあったときから30日以内に支払うものとする。
学校行事、悪天候による休業等で業務日数に変更があった場合、委託料の総額から1日当たりの金額に日数をかけた額を減額する。
- 9 その他
給食開始日までに、委託者と受託者は協議して、事前研修を行うとともに、必要に応じて情報共有及び研修の機会を設ける。

(別表1)

令和8年度 カレンダー

給食実施予定日

【兵庫県立芦屋特別支援学校】

month	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	実施日							
4									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	金	11
5				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					18	
				○																																				
6							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				22
7									1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	12
8					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				0	
9							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			18	
10			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					21		
			○	○																																				
11						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				19	
12							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		17	
1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				15		
2							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				19		
3							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		12	
計	0	0	1	2	0	0	5	5	8	9	8	0	0	9	10	10	10	9	0	0	10	10	11	11	8	0	0	7	8	8	8	8	0	0	4	3	1	1	0	184
	36	38	40	35	0	0	35																															184		
																																						184		

※4/10、13、14は午前中下校を検討していますが、多少変更する場合があります。

※3/7、10の卒業式は前後する可能性があります。

最大で
187回

勤務時間ほか

業務要員は、次の事項に従って配置するものとする。

- 1 栄養士 1名につき1日6時間以上勤務する。
- 2 調理師 学校給食の行われる日については、8:30～15:00の間は5名配置する。ただし、学校行事で食数の少ない場合等は、学校長の許可を得て配置人数を減ずることができる。また、学校長が指定した日（給食の行われない日で年間10日程度）は、必要な人員を配置し、仕様書に定められた業務を行う。

（勤務時間参考例）

	7	8	9	10	11	12	13	14	15
栄養士									
調理師 A									
調理師 B									
調理師 C									
調理員 D									
調理員 E									

※ 勤務時間

通勤方法について

学校駐車場は空きがないので、公共交通機関または自転車での通勤となります。

業務完了確認簿（様式Ⅰ）

栄養教諭	業務責任者

令和 年 月 日（ ）

兵庫県立芦屋特別支援学校

献立名		料理名	1人分出来上り量	残 量		調理従事者	氏 名	入室時間	退室時間	備 考
	主食			小学部	kg			時 分	時 分	
	主菜		g	中学部	kg			時 分	時 分	
	副菜		g	高等部	kg			時 分	時 分	
	副菜		g	合計	kg			時 分	時 分	
	汁物			●調理における工夫点				時 分	時 分	
	牛乳							時 分	時 分	
	デザート							時 分	時 分	
	その他							時 分	時 分	
日常点検	食材の状態			●備考		退室時の確認	電気のスイッチ		●備考	
	調理員の健康状態等		良 ・ 不良				ガスの元栓			
	調理器具、調理機器		良 ・ 不良				給湯のスイッチ			
	食器・食具・食缶の状態		良 ・ 不良				給水（水漏れなど）			
	調理室の清掃状態		良 ・ 不良				調理室の清掃			
	異物混入の状態		有 ・ 無				ごみの処理			
	そ族、昆虫の有無		有 ・ 無				冷暖房のスイッチ			
	その他		良 ・ 不良				施錠		※確認した場合は○を記入。	
食数等	区分	食 数		●備考		特記事項	※調理器具、食器の破損状況など日常業務で気づいた点 ●定期点検、衛生点検、異物混入、食器の汚れなど			
	小学部	食		※食数について気付いた点を記入			●調理作業・調理内容について気付いた点			
	中学部	食								
	高等部	食								
	小中高職員	食								
	検食	食								
	その他職員	食								
	委託業者	食								
	合 計	食								
	特別食	小学部	中学部	高等部	その他					
	刻み	食	食	食	食					
	粗刻み	食	食	食	食		●調味料等を加減した場合			
	ペースト	食	食	食	食					
アレルギー	食	食	食	食						
その他	食	食	食	食						
●作業全般について気付いた点を記入（清掃箇所・補修箇所など）										

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名
印

下記の業務を完了したので、お届けします。

記

契 約 名	県立芦屋特別支援学校令和8年度給食業務委託
契 約 期 間	令和 年4月1日～令和 年3月31日
履 行 場 所	兵庫県立芦屋特別支援学校(芦屋市陽光町8-37)
今回業務完了月	令和 年 月分
業 務 日 数	日
延 調 理 食 数	食
そ の 他	

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住所

会社名

代表者氏名

印

令和 年度調理業務従事者等の届出について(報告)

記

1 業務責任者

氏 名	性別	年齢	栄養士免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日

2 業務責任代理者

氏 名	性別	年齢	栄養士免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日

3 調理従事者

[illegible]

様式3

4 応援従事者(3の従事者に故障等が生じた際に、応援として従事させる予定の者)

氏	名	性別	年齢	調理師免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日

5 食品衛生責任者氏名

6 添付書類

- (1) 経歴書
- (2) 栄養士・調理師免許(写し)
- (3) 健康診断結果(写し)
- (4) 検便検査結果(写し)
- (5) 食品衛生責任者を証明する書類(写し)

調理業務従事者等経歴書

氏 名	
-----	--

[illegible]

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

令和 年度調理業務従事者等の変更について(報告)

記

1 業務責任者

区分	氏 名	性別	年齢	栄養士免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日
変更前						
変更後						

2 業務責任代理者

区分	氏 名	性別	年齢	栄養士免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日
変更前						
変更後						

3 調理従事者

区分	氏 名	性別	年齢	調理師免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						

4 応援従事者(3の従事者に故障等が生じた際に、応援として従事させる予定の者)

様式4

区分	氏 名	性別	年齢	調理師免許番号	検便検査実施年月日	健康診断実施年月日
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						
変更前						
変更後						

5 食品衛生責任者氏名

変更前	
変更後	

6 添付書類

- (1) 経歴書
- (2) 栄養士・調理師免許(写し)
- (3) 健康診断結果(写し)
- (4) 検便検査結果(写し)
- (5) 食品衛生責任者を証明する書類(写し)

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

令和 年 月 第 回分検便結果について(報告)

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

1 検便結果について

区 分	氏 名	赤痢菌	サルモネラ菌	O157	病原性大腸菌	健康診断実施年月日
業務責任者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
業務責任代理人		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日
調理従事者		＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	＋ ・ -	令和 年 月 日

※ 応援従事者については、本報告は不要であるが、従事する際に事前に検便結果を提出すること。

2 検査機関名

添付書類

検査機関の発行する検便検査結果(写し)

令和 年 月 日

兵庫県立芦屋特別支援学校長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

令和 年 月分ノロウィルス検便結果について(報告)

標記について、下記のとおり報告いたします。

記

1 検便結果について

区 分	氏 名	ノロウィルス
業務責任者		＋ ・ -
業務責任代理者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -
調理従事者		＋ ・ -

※ 応援従事者については、本報告は不要であるが、従事する際に事前に検便結果を提出すること。

2 検査機関名

添付書類

検査機関の発行する検便検査結果(写し)

学校給食調理従事者研修年間実施計画

受託業者名 _____

実施日	対象者及び人数	項 目	内 容	ね ら い

(参考資料)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

学校給食調理従事者研修実施報告

受託業者名 _____

実施日	対象者及び人数	項 目	内 容	成 果

(参考資料)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・